



堺市子どもを 虐待から守る条例

子どもが家庭や地域のぬくもりの中で、夢や希望を抱きながら健やかに成長していくことは、市民すべての願いです。

しかし、昨今頻発している子どもへの虐待は、その健やかな成長や発達さらには人格の形成に重大な影響を与える著しい人権侵害です。今、警察との緊密な連携はもとより、市、地域住民、保護者、関係機関等が協働して、虐待から子どもを守ることが求められています。

堺市では、まちの未来を託す子どもを虐待から守るため、すべての市民が一体となって、地域力で子どもと家庭を支える環境づくりを推進するため、平成23年6月23日に『**堺市子どもを虐待から守る条例**』を施行しました。